

「茨城県都市計画審議会」開催のお知らせ

令和8年度第1回茨城県都市計画審議会を以下のとおり開催します。
傍聴を希望される方は、以下の手続に従って傍聴してください。

- 1 開催日時
令和8年7月14日（火）午後1時30分から午後3時30分まで（予定）
- 2 開催場所
水戸市笠原町978-25
茨城県開発公社ビル 4階 大会議室
- 3 予定案件
別紙のとおり（15件）
- 4 傍聴手続
 - (1) 受付は、午後1時から行います。
 - (2) 上記開催予定時刻の10分前までに会場で受付を済ませてください。
 - (3) 受付簿に住所、氏名を記入してください。
 - (4) 傍聴希望者が多数の場合は、抽選により傍聴者を決めさせていただきます。
 - (5) 傍聴される場合は、下記の事項に従っていただくことになります。
 - (6) 審議会の審議は原則公開としておりますが、審議会で公開・非公開を審議のうえ、非公開と判断された場合は、一部又は全部非公開となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 5 問い合わせ先
茨城県土木部都市局都市計画課 都市行政グループ
電話 029-301-4579

【審議会を傍聴するにあたって守っていただく事項】

- (1) 審議会開催中は静粛に傍聴すること。
- (2) 審議に対して可否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (3) 私語、談論、放歌、高笑いなどをしないこと。その他騒ぎ立てないこと。
- (4) 帽子、コート類を着用しないこと。
- (5) 携帯電話、その他これらに類する機器は使用できないよう電源を切ること。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れないこと。
- (8) 会場内での写真撮影、録画、録音等は行わないこと。
- (9) 係員の指示に従うこと。
- (10) その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為はしないこと。

上記に従わないときは、退場していただく場合があります。

別 紙

諮 問 番 号	案 件 名
第 1 号 ～ 第 5 号	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (県北圏域都市計画区域マスタープラン) (県央圏域都市計画区域マスタープラン) (鹿行圏域都市計画区域マスタープラン) (県南圏域都市計画区域マスタープラン) (県西圏域都市計画区域マスタープラン)
第 6 号 ～ 第 8 号	水戸・勝田都市計画 区域区分等の変更 (茨城港常陸那珂港区地区) ・市街化区域に編入 約 43.5ha ・臨港地区に指定 約 414ha→約 457ha ・排水区域の追加 汚水 約 1,226ha→約 1,340ha 雨水 約 1,226ha→約 1,340ha
第 9 号 ～ 第 10 号	鹿島臨海都市計画 区域区分等の変更 (鹿島港外港地区) ・市街化区域に編入 約 0.4ha ・臨港地区に指定 約 2,614ha→約 2,614ha
第 11 号 ～ 第 12 号	つくばみらい都市計画 区域区分の変更 (つくばみらい福岡地区) ・市街化区域に編入 約 70.7ha 取手都市計画及びつくばみらい都市計画 下水道の変更 (つくばみらい福岡地区) ・排水区域の追加 汚水 約 859ha→約 929ha 雨水 約 843ha→約 913ha
第 13 号	古河都市計画 区域区分の変更 (仁連地区) ・市街化区域に編入 約 18.7ha
第 14 号	日立都市計画 区域区分の変更 (大森地区) ・市街化調整区域に編入 約 14.0ha
第 15 号	竜ヶ崎・牛久都市計画 区域区分の変更 (川崎町北部地区) ・市街化調整区域に編入 約 0.2ha